

平成29事業年度

監査報告

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

「監査報告」

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 19 条第 4 項及び同法第 38 条第 2 項の規定に基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「法人」という。）の平成 29 事業年度（平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの付属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I. 監査の方法及びその内容

各監事は、平成 29 年度監査計画に基づき、理事長、理事、内部監査部門、業績評価部門その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに以下の方法で監査を実施した。

- (1) 役員会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、重要な決裁書類等を調査、閲覧し、必要に応じて説明を求め意見を表明した。また、主たる事務所（以下「本部」という。）及び従たる事務所（「地域センター等」という。）において業務及び財産の状況を調査した。
- (2) 役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的及び随時に報告・説明を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明した。
- (3) 内部監査については、事前に業務監査室より監査計画の説明を受け、必要に応じて内部監査の充実や、実施状況について報告・説明を求め、意見を表明した。業務監査室長からは定期的
に監査の実施状況について報告を受け、三様監査の連携を図り監査の実効性及び効率性を高めるよう、必要に応じて説明を求めるとともに、監査上の懸案・課題を共有できるよう十分な時間をかけて意見を表明した。
- (4) 会計監査人との連携に努めつつ、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを検証するとともに、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、また職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。さらに監事が懸念している会計上の懸案・課題を共有できるよう十分な時間をかけて意見を表明した。
また、会計監査人から「会社計算規則」（平成 18 年法務省令第 13 号）第 131 条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。さらに財務報告に係る内部統制についても当該内部統制の評価及び監査の状況について報告及び説明を求めた。
以上の方法に基づき、当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II. 監査の結果

1. 法人の業務の実施状況についての意見

法人の業務は、法令等に従い適正に実施され、平成 29 年度目標の着実な達成に向け、効果的かつ効率的に実施されていると認める。また、近年の検査態勢・レベルの充実・高度化に柔軟に対応していることを認める。

2. 法人の内部統制システムの整備及び運用についての意見

内部統制システムに関する法人の長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。

平成 29 事業年度は、行政ニーズの高度化に対応して職員の意識改革のための管理システムの構築に留意したことは理解する。しかし、平成 29 年度の監査の重点項目に「財務・会計に関する内部統制システム整備の進展」をあげ、あらかじめ潜在的なリスクについて注意喚起したものの、総務部門の業務において一部リスクの把握や牽制等において業務管理が十分に機能していなかったと考えられる面が見られた。

特に経営管理の根幹をなす総務部門の実態、チェック体制が適切に機能しなかった原因等を踏まえた改善が必要である。

今後とも内部統制システムの厳正かつ確実な運用及び、引き続きの改善努力に期待する。

3. 役員の職務遂行についての意見

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令に違反する重大な事実とは認められない。

4. 財務諸表等についての意見

会計監査人優成監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。

5. 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令に従い、法人の状況を正しく示していると認める。

III. 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

法人は、これら閣議決定において定められた監査事項について、取組を実施していると認める。

IV. 既往の監事監査における指摘事項に係る改善状況

法人は、これら指摘事項に関して、検討していると認める。

V. 附属資料 監事監査の概要

平成 30 年 6 月 19 日

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

監事

二階堂 孝子



監事

石井 憲男



附属資料 「監事監査の概要」

I. 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針等、過去の閣議決定において定められた監査事項について

1. 給与水準の状況

法人の給与体系は国と同水準を維持しており、ラスパイレス指数 98.5（平成 28 年度 99.2）である。法人は、国の相当な関与の下に、国の行政事務と密接に関連した事務・事業を単年度ごとの目標・計画に基づき正確・確実に執行することが求められる「行政執行法人」として位置づけられ、引き続き国家公務員の身分が付与されている。給与水準は国家公務員より低い水準であるが、国家公務員に準拠した給与規程に基づいている。

2. 随意契約の適正化を含めた入札・契約の適正な執行

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき平成 29 年度調達等合理化計画を策定し取組を進めた。

競争性のある契約に占める一者応札・応募の割合は 44.7%（平成 29 年度の調達等合理化計画の目標は 45%（平成 28 年度 43.2%））である。メールマガジン等を活用した調達情報の提供、仕様書の見直しや公告期間の十分な確保など引き続き努力していることを認める。

これらの取組の自己評価は、外部有識者で構成される契約監視委員会において、点検され、その自己評価結果は主務大臣に報告され、概要はホームページで公表される。

3. 法人の長の報酬水準

全国に事務所が点在する機関であり、600 名を超える規模の組織運営を管理する職責は重いものの自ら人件費の抑制に努めており、同分類である行政執行法人の水準と比較しても相当程度低いものとなっている。

なお、

①近年、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた機関投資家と企業との間で、例えば、経営陣の報酬についてインセンティブとして機能するような設計となっているか等の建設的な対話が行われることが期待されていること、

②食品や農林水産物資の偽装等安全性に関する検査の高度化、平成 29 年度に実施された JAS 法及び農林水産消費安全技術センター法の改正により、政府がめざす農業競争力強化に関する法人業務の一層の高度化が進展していること

等、法人自身のミッションや社会的要求度が高度化している中、今まで以上の高度な経営判断が課されるが、その責任に見合った報酬になっているか等の判断がなされたかは確認できない。

4. 保有資産の見直し

「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（総官査第 263 号平成 26 年 9 月 2 日総務省行政管理局長通知）に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては不要財産として国庫納付等を行うため、資産の利用・稼働状況を調査・分析し売却にも努めている。更に、物品の管理・売却・廃棄について、詳細な事務処理手順を整理するなど、資産管理について取り組みを進めていたことは認める。

II. 監査方法に関する参考

1. 業務に関する監査

(1) 監査方針

法人は平成 29 年度事業計画において、食品の安全と消費者の信頼の確保に技術で貢献することを使命に掲げ、長年蓄積してきた科学的知見や培ってきた技術を活かし、検査等業務を的確に実施するとともに、業務運営の改善及びコストの縮減、調達等の合理化、内部統制システムの更なる充実・強化等、業務運営の効率化を図ることとしている。

平成 29 事業年度に実施する監事監査においては、上記の計画に掲げる目標の達成に向けて、法人の事務・事業が適正に執行されているか否かについて、適法性、妥当性はもとより、経済性、効率性、有効性及び透明性の確保の観点から監事監査規程に基づき監査方針、監査計画を定め、これに従い監査を実施するとともに、次に掲げる重点事項を中心に監査を行い必要な提言等を行うこととした。

(2) 監査の重点事項

- ・財務・会計に関する内部統制システム整備の進展
- ・経理不正防止のための取組の進展

(3) 監査の実施手順

- ・平成 29 年度監査計画書により監査方針を定め、役員会等を通じて理事長、理事、内部監査部門その他の職員等に周知した。
- ・監事監査規程に基づき、重要な決裁文書の事前回付及び、必要に応じて理事長に対し意見書を提出、役員会その他重要な会議に出席し必要に応じ意見を申し述べた他、事業の実施状況等を担当部課から直接聴取するとともに、文書及び資料の提出又は閲覧を求め、実施した。
- ・平成 29 事業年度の重点監査事項に関係のある本部各部課、地域センター等について監査の実施時期、監査項目をあらかじめ提示し、実施した。
- ・監事監査の実施に当たっては、業務監査室の職員を監事補助者に任命し、監査事務を執行させた。
- ・監事と地域センター所長等との面談の場を設け、地域における業務運営上の課題を聴取するとともに、意見交換を行った。

2. 財務諸表及び決算報告書に関する監査

監事監査規程第 10 条に基づき、財務諸表及び決算報告書について、総務部経理責任者への聴取を行うとともに、会計証憑等の実地監査を行った。会計監査人と連携してその監査結果を活用することを基本とし、会計監査人から監査計画、監査状況及び監査結果について説明及び報告を受けた。